

2020年3月25日

各位

## 民法（債権法）改正を踏まえた個人ローンに係る保証委託約款改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

当行は、2020年4月の改正民法施行を踏まえ、個人ローンに係る保証委託約款の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の各約款は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定する保証委託約款

- (1) 保証委託約款（有担保用）
- (2) 保証委託約款（無担保用）

### 2. 改定日

2020年4月1日（水）

### 3. 主な改定概要

- (1) 連帯債務者・連帯保証人の一人について生じた事由が、他の連帯債務者・連帯保証人にも効力が生じる旨を規定化
- (2) 規定等を変更する場合の取扱方法の明確化
- (3) その他、定義や文言の明確化

### 4. 改定内容対比表

主要な改定内容は以下のとおりです。（※ 下線部が変更点になります。）

#### (1) 保証委託約款（有担保用）

改定後	改定前
第13条（成年後見人等の届出） 1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。また、 <u>私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。</u>	第13条（成年後見人等の届出） 1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。

改定後	改定前
<p>第16条（連帯保証人）</p> <p>4. <u>保証会社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</u></p>	【新設】
<p>第19条（約款の変更）</p> <p>1. <u>保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法 548 条の4の規定に基づいて変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>保証会社は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u></p>	【新設】

(2) 保証委託約款（無担保用）

改定後	改定前
<p>第8条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。<u>また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に保証会社へ届け出るものとします。</u></p>	<p>第8条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。</p>
<p>第12条（連帯保証人）</p> <p>2. <u>保証会社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</u></p>	【新設】
<p>第15条（約款の変更）</p> <p>1. <u>保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法 548 条の4の規定に基づいて変更できるものとします。</u></p>	【新設】

改定後	改定前
<u>2. 保証会社は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u>	

以上